

中野区教育委員会会議録 平成21年第8回定例会

○開会日 平成21年3月6日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時05分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(5名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	教育委員会事務局次長兼務
中央図書館長	倉 光 美穂子 (欠席)

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	菅 野 泰 一

○傍聴者数 6人

〔議決案件〕

- 日程第1 第 9号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について
第10号議案 中野区立幼稚園園長及び教頭の人事について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 2/21 日本医師会学校医講演会「学校におけるスポーツ危険子について」
- ・ 2/22 中野区医師会「チャイルドライン講習会」について
- ・ 2/24 谷戸小学校「みつめよう命」講演会について
- ・ 2/25 第八中学校「思春期の生と性」講演会について
- ・ 2/27 中学校PTA連合会OB会懇親会について
- ・ 2/27 北中野中学校視察について
- ・ 3/ 1 中野区バレーボール協会会長杯バレーボール大会開会式について
- ・ 3/ 4 東京都医師会学校医研修会「アレルギー疾患の対応について」
- ・ 中野区議会第一回定例会一般質問について
- ・ 中野区議会予算特別委員会総括質疑について
- ・ 中野区議会予算特別委員会文教分科会について

(2) 事務局報告事項

- ①いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケート調査結果について（指導室長）
- ②「親子への読書のすすめ」事業実施報告について（中央図書館）

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入りますが、お手元の議事日程表にございますように、本日審議予定の第9号議案及び第10号議案は、人事に関する議案ですので、非公開での審議を予定しています。したがって、先に報告事項、次に議決案件の順に議事を進行させていただきます。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まずは私からですが、今週は特にございません。

大島委員

私は、2月27日、先週の金曜日ですけれども、北中野中学校に行つてまいりました。特に用事があるということではないのですけれども、前から一度訪問したいと思つておりましたので、行つてまいりました。ちょうどこの日は都立高校の発表の日でございましたので、3年生は授業はなしで、発表の結果を見て、その報告を学校にしに来るというようなことですので、その待機している部屋に生徒の方たちが来られて、受かった人もいれば落ちた人もいるというようなことですが、そういうちょっと緊張した雰囲気は私も見させていただきました。

それで、校長先生にいろいろお話を伺つたのですけれども、以前、今3年生だった生徒が2年のときには、授業が成立しないような状況だったそうなのです。そのときには、夜3回ぐらい全校の保護者会を開いて、保護者全体の中で「見守り隊」というのを結成していただいたと。それで、当番で、いつも授業を監視といいますか、見守っているというようなことをしていただいたので、それで改善されてきたということで、今は「見守り隊」の活動も終わっていますし、授業も落ちついて、みんな勉強して今度の入試に臨んだというような苦労話も伺いました。

それで、西原先生は要望というようなことを二つ言われたのですけれども、一つが、この前ここでもちょっとお話に出たのですけれども、内申といいますか、学校の教員の評価基準というのがどうも統一されていなくて、各学校ばらばらのようであるということで、これを統一すべきではないかということ。中教研でもこれが検討課題になっているということなのです。例えば、「5」のつく生徒が多い学校とか、比較的少ない学校とか、結構ばらつきがあるというようなお話を伺いました。

もう一つの要望というのは、フリーステップルームについてなのです。今、学力向上アシスタントというのを各学校に配置していただいているわけですが、フリーステップルームには、多分、学力向上のためのアシスタントというか、学力支援というのは今ないようなのですが、例えば、学力向上アシスタントを学校に3回派遣しているところを、その1回をフリーステップルームに回すというようなことをすれば、特に予算措置などは必要なくできるわけです。そういうことで、フリーステップルームでの学力支援というのを考えていただきたい、こういうことなのです。

この間も、私、教育相談室のほうの研究会に出させていただいて、ご苦労話とかもいろ

いろいろ伺いました。確かに、フリーステップルームというのは、まずは家にばかりこもっていないで一定の場所に出てきなさい、それで、そこに居場所を感じてもらいたいというのがもちろん第一段階なのですけれども、やはり学校に戻ってみんなと一緒に勉強できるようになってもらいたいというのが目標ではあるので、学力のことが余りおくれれていますと、せっかく学校に戻っても授業についていけないというような状況です。そこでまったくじけてしまうということもあるということなので、確かにフリーステップルームにおいても、学校との学力のギャップを埋める努力というのも必要だなということで、これは教育委員会としても何らか考えていかなければいけないことなのではないかなというふうに思いました。

北中野中学というのはすごく優秀な学校でして、ついでにちょっと自慢といたしますか、ご紹介させていただくと、吹奏楽部が東京都の中学校の吹奏楽コンクールのA組で金賞をとっているとか、ラグビー部が東京都のラグビー大会で優勝して、東日本大会の中学の部では3位になったとか、個人でも、バイオリンの全国の音楽コンクール中学校の部で全国第1位で、バイオリン世界大会で第1位になったとか、バレエのコンクールでジャパングランプリ・スカラシップ賞というのをとられて、その同じ方が税金に関する作文でも全国納税貯蓄組合連合会の優秀賞をとられるとか、すごい生徒さんもおられるというようなことで、大変優秀な学校でした。ただ、先生いわく、「場所がちょっと北の外れのほうなので、何となく目立たない」とかとおっしゃっていましたが、そんなことはないのです。そんなことで、大変興味深いお話を伺うことができました。

私は以上です。

山田委員

幾つか報告があります。

最初に、2月21日の土曜日ですけれども、日本医師会が主催いたします学校医講習会、これは年に一度、全国の学校医を集めて日本医師会が主催するものですけれども、それが行われましたので、出席いたしました。ことしは特に「学校保健法」が「学校保健安全法」になったという改正を受けましてのお話が高山教育課専門管からありまして、「学校保健法」が「学校保健安全法」になったということで、学校の設置者の責務が明記されたということと、養護教諭がその他の職員との連携をとることで、子どもの心身の状況を把握することが規定されてきたと。また、地域と学校と医療機関との連携を図って、学校保健に関与するということが法文化されたということの報告がございました。

また、午後からのシンポジウムでは、「学校における運動器検診」というお話がございました。実は平成6年の文科省の通知で、「学校保健法」の施行の一部の改正で、「脊柱及び胸郭の検査の際に併せて、骨・関節の異常及び四肢の状態にも注意すること」ということが明文化されているのですが、学校の現場で整形外科の先生にお願いするということがなかなかなくて、内科の学校医がこれを代行してやっぴて、側わん検診などはかなり

しっかりやっているのですが、そのほか、今の子どもたちのスポーツ障害の現状、例えばこんなデータが示されました。

平成 19 年度の運動部所属の中学生の生徒は、男子 75.5%、女子 53.9%、高校になると、男子 54.1%、女子 26.6%と、特に女子の運動離れが目立ってきている。要は、子どもたちの中には、運動をすごくするために運動のし過ぎで障害を起こす子どもとか、一方では、運動機能不全ということで、運動をしない子ども、この両極端があるということで、これを学校の健診の場でもしっかりやっていかなければいけないのではないかということで、WHOなども、運動器、要するに体を動かすための器官の「運動器の 10 年」ということを提唱していますので、今後こういったことを学校の健診の場に導入して行って、必要に応じて整形外科の先生方のアドバイスも受けなければいけないのではないかということが提唱されております。ということで、そういったシンポジウムが行われました。

翌 22 日の日曜日ですけれども、中野区の医師会館におきまして、子ども電話、チャイルドラインの受け手の講習会の一環で、性教育講座がありました。広島で開業していらっしゃる方を講師にお招きして、当日、50 名以上の方たちが参加されました。先生は長らく広島のほうで開業されながら、特に性教育関係に力を注いでいる方でございます。その先生から 1 時間半ぐらいにわたるお話がありました。やはり性ということに対して無知であるのですけれども、性ということは知らなくても行動してしまうということが後々問題が起きてしまっているということを示されております。

例えば、妊娠ということが実感のない性行動として認められている。1 回目の性交で 100 人のうち何人が妊娠するかというようなこともおっしゃってしまして、実は 30 人は妊娠することがあるのだよということで、こういったこともきちんと知らせていかなければいけないということで、会場に詰めかけた方たち、主に子どもたちの電話相談を受けているわけですけれども、そういった方たちに対していろいろなアドバイスができたのではないかと考えております。

24 日は、私が学校医をしています谷戸小学校の 5 年生、私は、毎年、5 年生に授業をする機会をいただいております、「みつめよう命」ということで、5 年生 2 学級ですけれども、1 クラスずつお話をさせていただきました。特にこころは日本にとって明るいニュースで、アカデミー賞を受賞されて、オスカー像が手渡された「おくりびと」というのを皆さんご承知だと。今でもロードショー公開していますけれども、あの「おくりびと」というのが、生と死の「死」のほうのことを取り上げているのですが、実際に死と直面することでは、ドクターであったり、看護師であったりするわけで、死んだ方たちに死への旅立ちの準備をするということも看護師さんの仕事の一つとして日本ではやられているのですね。そういったことをちょっとお話ししながら、生ということなのか、生きるということはどういうことなのかとか、お友達とのかかわりだとかということについて一緒に勉強させていただきました。

翌 25 日には、中野区立第八中学に招かれまして、やはり「思春期の生と性」ということで、2 年生の生徒さん 46 名を対象にお話をさせていただきました。このときも、その「おくりびと」の延長でお話をさせていただきましたけれども、あとは、先日も十中でお話したのと同じように、ライフスキルということで、今度はペットロス、ペットが亡くなったときの子どもたちの会話というのを取り上げまして、どのようにしたらそのペットロスということを理解できるのか。ペットといえどもということで、命というものの大切さを一緒に勉強した次第であります。

あと、今週に入りまして、3 月 4 日に東京都医師会の学校医の研修会がありまして、来年度に向けてのアレルギー性疾患の対応についての協議がございましたので、そちらに出席をいたしました。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

特に報告はありませんが、今、山田委員が言われた「おくりびと」をきのうちちょっと見てきましたので。学校教育で、生とか死とか、特に学校は、生きて働く、生きる力というのが要りますので、機会があったら、そういう命の話をしたしたいと思います。

以上です。

教育長

私からは、今、区議会が開かれておりますので、まずそのご報告をさせていただきます。

2 月 19 日から 23 日まで一般質問がございました。前回のときに一覧表についてはお渡ししてございます。

それから、2 月 24 日に各部長、それから副区長から今回の予算の総括説明というのがございまして、その後、2 月 25 日から 3 月 3 日まで総括質疑というのが開かれていました。これは、午前 10 時から午後 5 時まで、今回の予算の内容について、各委員から一問一答の形で質疑があるものでございます。

それが終わりました、3 月 4 日から、きょう 3 月 6 日まで、文教分科会が開かれております。これは、予算の中で、特に教育費について集中的に審議するということで、文教委員がその教育費の内容を審議するというものでございます。

今、そこまでいっております。終わりましたら、予算特別委員会で予算案について採決をする、そういう段階に入るわけです。今まで、一般質問、総括質疑の中で出ております、あるいは文教分科会も開かれていますが、その中で出ています今回の議会の主な質疑内容について報告させていただきます。

まず、学校再編についてかなりの方から質問が出ております。一つは、中期以降の計画について、いつ出すのかということでございます。今議会というのですか、20 年度中にとこのようなスケジュールを当初示しておりましたけれども、それについてはなかなか難しい状況になっておりますので、もう少し延びるといふふうなことでお答えしているところで

ございます。

それから、検証結果について報告しているわけですが、その報告した後でさらに追加調査をするということをしております。それについて、今後いつ出すのかというようなこと。

それから、小・中一貫校について、区として考え方をもっとはっきり示すべきではないかというご質問。

それから、再編計画を今後つくるに当たって、通学区域をどう考えていくのかというようなことについてのご質問がございました。

それから、学校再編はやるにしても、今の財政環境というのをどう考えるのか。極めて厳しい財政環境になってきた中で、その学校再編との関連でどのようにしていくのかというようなご質問がございました。

それから、上高田二丁目交差点、これは環六と早稲田通りの交差点ですが、その付近の交差点の安全対策について、例えばあそこに東京都のほうで地下横断歩道をつくるというような話もあるがどうなっているのか、交通信号機の対策について、交通安全員の対策についてというような質問がございました。

それから、再編に関連してですが、桃花小体育館を工事いたしますが、その工事の内容について、あるいは経費その他さまざまな課題について話がありました。そうの中で、例えば、体育館工事中は使えないから旧桃丘小学校の体育館を使うわけですが、その間、その安全対策とか、いろいろな課題についてどう考えるのかというような質問がございました。

それから、学力向上についてもいろいろ質問をいただきました。まず、学力向上のさまざまな対策についていろいろ検討すべきだというお話のほかに、基本的な生活習慣をつけることと学力向上の関係とか、体力との関係とか、こういうことがどうなのだろうというようなご質問。それから、そういった中で学校の携帯電話の扱いとか課題についてのご質問。さらに、学力向上に関連して、ICT、中野区では、今年度、校内LANを全校に敷設いたしますけれども、それをどのように活用していくのか、これからの区としての方針というのですか、方向を伺いたいというご質問がございました。

それから、新学習指導要領に伴いますさまざまな課題、例えば英語教育ですが、AL T、外国人講師をどのように確保していくのかとか、財政的な裏づけはどうなっているのかとか、あるいは、理科は実験をふやさなければなりませんけれども、そうしたことの対応でありますとか、そのようなご質問がございました。

それから、体力につきまして、全体に再編をしていく中で、学校の運動施設が減りますので、運動施設全体をどう確保していくのか、どうしていくのかというようなご質問がございました。さらに、中野区でやっていますフラッグフットボールを今後もっと盛んにするような方策も考えたらどうかとか、あるいは来年度、東京都が全都の中学校対抗駅伝とい

うのをやるようですけれども、中野区としても、そういうマラソン大会というのですか、中学校対抗マラソン大会みたいなものを復活したらどうかというようなご質問がございました。

さらに、生涯学習の関係では、図書館でBDS（ブックディテクションシステム）ですけれども、これを早く導入すべきではないかというようなご質問。それから、ブックポストを、図書館以外の駅とか、そういったところに設置すべきであるというご質問がございました。

それから、話はちょっと違いますけれども、お弁当の日を設けたらどうかというようなご質問もございました。

さらに、これは区長に対する質問ですけれども、教育予算全体の充実が必要ではないか、区長としてもっと教育の充実について予算を何とかできないかというようなご質問がございました。

主なものとしては、おおむねそんなものでございまして、今回は教育についての議論が議会において活発に交わされたのではないかなと思っております。

それから、行事等への出席ですけれども、2月27日、中学校のPTA連合会OB会、懇親会というのがあります。これは毎年開かれているのですけれども、それに出席させていただきました。これは、教育長に、「今の教育の状況と課題を語れ」ということで言わさされて、そこで少しまとまったお話をさせていただいております。

それから、3月1日に会長杯バレーボール大会、これは中野区バレーボール連盟が行っているものですが、始まりましたので、その開会式に出席し、ごあいさつをさせていただきました。

私からは以上です。

高木委員長

それぞれの委員からの報告につきまして、何かご質問、ご発言がありますでしょうか。

山田委員

大島委員からございました学校のいわゆる成績の評価基準ですね。これについてちょっと指導室のほうから、現状はどんなふうになっているのかということがおわかりになっていましたら、お知らせいただきたい。

指導室長

評価基準と言いましても、基本的な評価基準というのは、今の評価のあり方から言いますと、学習指導要領で定められている内容ができるという段階が評価として求められているものでございますので、基本的には全部同じ評価基準でやっている形になるかと思いません。

今、話題になっておりますのは、前回と同じように、中学3年生の入試にかかわる評価についての基準のお話だというふうにとらえてございまして、このことについては、前回も

お話をしましたように、今の絶対評価の基準からいきますと、当然、学校で割合が決まってくるはずはないのですね。ですので、基準は一致していますので、「5」がたくさんいる学校ももちろんあるでしょうし、「4」が多い学校もあるでしょうと。それが均衡していくという考え方自体はなかなか難しいものだというふうにとらえております。現実としては、そういう差はあるということと、これに関しては、全校、中学校の校長及び進路指導の担当者に集まっていただきまして、毎年検討も加えておりますし、それぞれの課題も出して、それについての対応策も練っているところでございますので、そういう意味では、また違うかなというふうには思っております。

ただ、また新しい学習指導要領になりますので、評価の基準についてのとらえ方ということについては、一応新しい学習指導要領の内容は統一して全部の学校に伝えたところではありますけれども、区としても、今度のに向けてはまた考えていく時期に来ているかなというふうには思っております。

大島委員

補足しますと、私、これは自分で確認したことでもないのですが、伝聞になってしまうのですが、校長先生がおっしゃるには、学校によって学校全体で甘い評価にしようという雰囲気があるところもあるとかで、もちろん、評価基準というのは指導要領にのっとってということで決まっているはずなのですが、現実にはその教員の担当している生徒に対する基準ということなので、結構全員で甘い雰囲気の学校もあって、何でも「5」と「4」が全体の生徒の8割だという学校があるとかとおっしゃっていました。これは、私、確認したことではないのであれなのですけれども、そういううわさといいますか、そういうことなのかもしれないのですけれども、とにかく、そういうことがあると、入試に有利になるのではないかということで、そういう甘いとうわさされている学校に生徒が行くというようなこともあるらしいとかということで。

高木委員長

保護者の方、私も小学生なのですけれども、「あその学校はPTA活動が楽だ」といううわさが流れて、ふえたとかという話を聞いて、「そんなことはない」と妻には言うのですけれども、実際そこまで極端な例はないと思うのです。絶対評価と相対評価は一長一短がありまして、相対評価で「5」は何%と決まっていれば、保護者の方にも、どんなにいい成績をとっても、「でも、5%と決まっているから」と言うと、先生は自分の責任ではないのですね。ある意味、そういう楽さはあるのです。ただ、絶対評価になりますと、やはり評価基準をきちっとつくってやっていかななくてはいけない。そのかわりに、ちゃんとできている生徒は、その枠にかかわらず評価できるというところがありますので、教育委員会としては、各学校の学力のデータというのを持っているわけですから、それを見ながら、明らかにおかしい場合は調整ができるのかなと。

ただ、指導室長から説明があったように、今後、指導要領の改訂がありますし、そうい

ううわさが立っているとすると、そういううわさが合っているかどうかは別として、そこに対して、教育委員会として「そうじゃないんだよ」という何らかの説明をしていかないと、結構ひとり歩きしていきますので、そういうのは要るのかなと思いますね。校長先生がそういう懸念を持っているということはすごく大切だと私も思います。

指導室長

基本的に、校長同士がそれを見ている場合には、教育委員会のほうも立ち会ってございまして、そういうものに関しては裏づけのデータですとかは、ちょっとおかしいなと思うとか、校長同士の間で話が出たものに関してはきちとした裏づけのデータをもらいまして、私どもも指導すべきところは指導しておりますし、それが納得いくものであれば、そのとおりにという形にしているという段階は踏んでおります。基本的に、委員長おっしゃるように、学校がそういう感覚を持ってもらうということは非常に大事なことだなというふうには、一つには思っております。ただ、今の評価のあり方というものもございまして、その辺は入試の評価というものと今の全体の評価というものと違いといいますか、整合性というのは今後も。本来的には入試のための評価ではないので、その部分というのはいつまでたっても課題になっていくかなとは思っております。

飛鳥馬委員

評価というのはこのように大変難しいので、人間が人間を評価することは完璧ではないということが一番大事なことであって、完璧なことというのはあり得ないだろうと思うのです。評価する人の見方が違うのですね。

今の話でいうと、知的な理解とか、昔の知識的なこと、理解的なもの、これは割と数字で出しやすいのですけれども、意欲、関心、態度というのがその後につくわけですね。意欲、関心、態度というのをどういうふうに評価するかというのは非常に難しい。基準があったとしても。その基準をつくって、そろえたら、それが相対評価、絶対評価ということにまたかかわってくるわけです。みんなつくって、区内の中学校を統一して、「こうしましょう」と言ってそのとおりにやっていったときに、「それはうちの学校はちょっと違うのではない？」「私と違うよ」と。「比べているのだから、比べてつけるのだったら、絶対評価じゃないんじゃない？」というところにまた戻ってくるわけです。そういうものがあるので、考えることは大事で、議論を交わすことは大事なことですけれども、ぴっと物差しではかるみたいにかないところがいつも問題になっているところです。そして、今、日本では絶対評価で到達度で見ていく評価の仕方が言われているわけだけれども、マスコミ等で問題になる国際学力比較、PISAがどうだとか、文科省の学力テストがどうだとか、あれは全く数字だけを比べているわけでしょう。できたか、できないかで。意欲、関心、態度とか余り関係ないのではないですか。そういうテストをつくっているとは言うけれども。そういう非常に矛盾がある中でやっているわけです。数字を出してみても、「うちのところは低いね」とか「高いね」とかいう言い方のとき。

だから、それはみんな同じ基準で同じ評価をするというのは非常に難しい。ペーパーテストでやっている場合ね。そういうのがあって、そういうものを考えて判断しないといけないのかなというふうに、この前からそれを言っているわけだけれども。いろいろあると思うのです。

大島委員

最後に。

指導室長のご説明もありますし、そんなに物すごい格差、ばらつきとかというのはあり得ないということで、私もそれはよく理解するのですけれども、とにかく、そういうふうに思っていらっしゃるといとか、甘い雰囲気のところがあると思っている校長先生がいる、それが誤解だとすれば、そういう状況はまずいと思うので、もう少し、きちんとした調整もしているとかということが校長先生たちにも理解されるように。ということはとにかくこちらとしても努力する必要があるのではないかなというふうに感じております。

高木委員長

ほかにご質問等ございますでしょうか。

飛鳥馬委員

山田委員に聞きたいのですが、子どもの医療証のことで、3月5日の中野の広報で、「4月に入学するお子さんに〇保という保険証を郵送します。それまでは〇乳です」と。これがちょっと何かわからないので。先生が一番適任かなと思うので。何か違うのかなと。入学する子には全員〇保？

山田委員

以前から、就学前のお子様たちについては医療費の無料化が図られていまして、これが〇乳証と呼ばれているのですね。ただ、東京都は中学校3年生までのお子さんについては、自己負担3割分を東京都のほうで補てんするという、〇子と言われているのがあって、学校に入りましたら〇小に変わりますよというご案内が来ているということだと思います。

飛鳥馬委員

中3まで？

山田委員

はい、中3までです。これは東京都がやっていただいているので、ほかの区市町村では余りやられていない制度で、東京都独自の施策ということで。

高木委員長

よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告に移ります。

「いじめ等、児童・生徒間の問題の未然防止と早期発見のためのアンケート調査結果に

ついて」、報告をお願いします。

指導室長

本年度、いじめ等にかかわります総合的な対策ということの中の取り組みの一つといたしまして、いわゆるアンケート調査をいたしました。きょうは、その結果と、その後の対応についてあわせてご報告させていただきたいというふうに思います。

平成20年、昨年9月25日から10月3日の期間で全小・中学校におきまして全児童・生徒及び保護者に対しまして質問紙によりアンケート調査を行いました。「気になることがあればお書きください」というような形でございましたけれども、それによりまして出ました結果ということでございます。

調査の目的は、1に書いてございますように、「区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、各学校が現状を把握するとともに、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る」ということ。教育委員会としましては、「その状況について、継続的に把握し、解消を図るための各学校の取り組みへの支援を行う」ということで行いました。質問紙アンケート、小学校の低学年については保護者と一緒に書いていただく等の方法をとったところでございます。

その結果、10月末の時点で学校の対応状況を小・中学校に調査してまとめまして、さらにその結果を、継続している状況を12月末時点でまた調査をしたということでご報告をさせていただきます。

結果は、3に書かれているとおりでございます。

①の部分につきましては、そのアンケート調査の時点で学校から報告をしてもらった事例数でございます。小学校150、中学校30の合計180はその時点で何らか保護者、子どもたちの間から、学校が気になる状況が上がってきたということでございます。そのうち10月末の現状としましては、その隣の欄になりますが、「学校が対応し、解決したと判断した事例数」でございます。10月末が小学校150のうち54がそうであるということ、「継続して指導している事例数」が96というふうにごらんいただければと思います。

そして③のほうは、さらに12月末現在の状況でございます。「学校が対応し、解決したと判断した事例数」が、小学校は③の96のうち、④の70になったというふうに見ていただきまして、150のうち、12月末では⑤の26が残っているというふうに見ていただければというふうに思います。私どもとしては、150のうち、12月末で解消しているというふうに判断しているものは、その⑥に書かれている82.6%というふうにごらんいただければと思います。

中学校におきましては、30の事例が上がって、10月末ではまだ10が継続中、そして12月末では2がまだ継続中という状況で、全体としては180上がったうち、12月末では93.3%が一応解消し、全体としては、180上がったうち、12月末では84.4%が解消したという状況というふうにとらえております。

この事例解消のために対応した主な例を少し挙げさせていただきますと、例えば「悪口を言われた」ということで訴えられた児童から話を聞くとともに、相手の児童からも話を聞いて状況を確認しまして、その相手の児童も悪口を言ったことを認めたもので、担任と両者とで話し合っ、相手も謝罪して納得するに至ったというようなことも、あわせて学校のほうから聞き取りをいたしましたので、一応、結果はこのとおりになったということでご報告させていただきます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

この①の事例の数なのですけれども、これは指導室長さんのほうで把握していることかどうかちょっとわからないのですけれども、それまでもう既に学校のほうで把握していたというものと、あるいは、それまで全然気がつかなかったのだけれども、アンケートで初めて学校のほうでわかったということがどのくらいあるかというようなことはおわかりなんでしょうか。

指導室長

小学校においては、アンケート以前から学校が把握していた事例というのはおよそ7割ぐらいございました。それは一応確認をいたしました。中学校においても65%ぐらいは把握ができていたということで、その部分も一応確認はしてございます。ただ、子どもたちから上がったものについては、1年前、2年前、3年前といろいろ事例がございまして、学校が現在そのように確認していなかったものもございました。

高木委員長

私から1点。

「調査目的」のところ、「区立の公立小・中学校におけるいじめ等」とありますが、この「等」の部分、いじめ的なものが多いと思うのですが、いじめ以外のものがどういうものが入っていたのかなというのをちょっとご説明いただきたいと思います。

というのは、特に小学校のほうで、解消率が2カ月後の段階でまだ2割ぐらいが未解消ということですので、これがもしいじめだとすると、解消率に問題があるのかなと。逆に、せっついて「解消した」と報告してもらっても問題は解決しませんので、これは実態を反映していると思うのですね。その報告があった事例も「7割しか把握できなかった」という見方もありますし、逆に言うと、学校は3割把握できなかったことをこのアンケート調査で把握できたと思うので、見方によるのですけれども、そこら辺のいじめ等の部分、ちょっとご説明いただきたいと思います。わかる範囲で結構です。

指導室長

「等」にしましたのは、いじめと断定できるものもそうでないものもいろいろありまして、原因も相手もわからないけれども、物がなくなったものももちろん書かれております

し、いろいろな状況がございました。「等」ということではそういうことなのですが、比較の一番多く上がってきましたのは、「悪口を言われた」というようなものが多くて、それも一過性のものなのか、継続的なものか、いろいろな状況がありますので、それについては学校も把握し切れなかったものももちろんあったようでございます。この結果、これが出てきたことで対応を図っていったという状況がございます。

飛鳥馬委員

いじめもどこまでがいじめかというのは定義が難しいと思うのですね。ただ、調査してみても、親御さんがいじめかと思っていることと、子どもがいじめられているかと思っていることというのは、違いがあるかどうか。全く同じものか。子どもはいじめかと思っていない場合があるかもしれないし、親御さんが思っていないかもしれないし、それがアンケートに出てきているようなことがあるかどうかは1点。

もう1点は、今のにちょっとかかわるのですが、未解決の継続している場合に、何か特色がありますか。事例的に、こういうのはちょっと困難なのだというのがあられるでしょうか。わかっている範囲でいいです。なかなかわかりにくいこともあると思うのですけれども。

以上、2点です。

指導室長

1点目でございますが、そういうこともあったようでございます。特に親御さんの場合は、お友達との様子も書いていただけるようになっていきますので、周囲の状況でこういう話を聞いたとか、子どもが自分のことではないけれどもこんな話をしたとかというものも含めて書いていただいておりますので、必ずしも一致する状況で上がってこないものもございます。本人のものに関しても、もちろん、一致しない状況で上がってくるものもございますし、先ほどお話ししましたように、低学年の1、2年生は自分では書けませんので、話をして書いてきてもらっていますので、それは一致している状況にあるということでございます。

2点目は、ちょっとわかりかねます。ただ、先ほどのように、何年か前のものであったりとか、確認はしていても、確認し切れなかったりというのはあったようには聞いておりますけれども、それ以上のことは、申しわけございません。

継続している指導している事例で難しいというものに関しては、特段に非常に深刻でということでは聞いてはいないのですけれども。

飛鳥馬委員

男女別に差があるとか、低学年とか高学年とか学年によって何かありますか。解決しにくいものとして。

指導室長

男女別については特段に。私どものほうは男女別で聞きませんでしたので、それはそういうことでございますが、特段に学年によって差があるというところも大きな違いは出て

こなかったというふうにとらえております。学校によっては多少学年による違いはあるようには聞いております。

飛鳥馬委員

次々と申しわけないのですけれども、もう一つだけ。

携帯のかかわりのはありますか。

指導室長

件数は少なかったのですが、やはり中学校のほうから「いたずらメール」というのが入ったものがございました。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員

この調査が9月25日から10月3日ということですから、月で割りますと、要するに4月からこの9月までという経時的なことを考えると、小学校で月に20件ぐらいですかね。ですから、この10月以降も少し件数が上がってきているということになるかと思うのです。いじめなどのいろいろな問題のことでこういったケースが上がってくるわけですけれども、こういうことに対して、学校全体としてどんなふうな。個別な対応が多いかと思うのですけれども、教科の中とか授業の中で、例えば総合的な学習の中でとか、そういった取り組みの具体例がありましたら、教えていただきたい。

指導室長

先ほどの総合対策のほうの中で、人権教育の中で必ず一つこういうものに関する、いじめ防止や相互理解についての柱立てをしてほしいというお話を年度当初しておりまして、それぞれ道徳の授業の中であったり、総合の授業の中であったり、人とかかわり合い方ということでの実践がかなり出てきていることは確かでございます。そのいじめが学校に実際にあるものではないにしても、いじめというものを素材にして授業をしている例も聞いてございます。ほとんどが道徳が多かったかなというふうに思います。

それから、先ほどのお話の、学校のこれについての取り組みは、例年、6月と11月をこの防止月間ということでお願いをされていて、そのところプラス2月にも今回は月間として組んでもらいました。そのどこかの月間では必ず学校全体を挙げて相談週間のようなものをとっていただいて、じかに子どもたちと触れ合っていただく、聞き取りをしていただく。そのやり方はいろいろでございますけれども、そのようにお願いをして、ほぼ全校が実施できたという状況で今のところ聞いております。今、2月の取り組みの状況を今聞いているところでございます。

山田委員

あともう1点ですけれども、先ほど飛鳥馬委員からもお話がありましたし、教育長のほうからも議会のほうでお話があったように、特に携帯というツールを使つての、きょうも

朝、何か事件があったようですね。そういった、要するに匿名での書き込みとか、そういったことがどうしてもああいうものを使うとできるわけですから、そういったことを未然に防ぐようなことを、携帯を持つ、持たないということではなくて、使い方ですね。その辺について、今後、保護者の皆さん方に理解を深めていただいての啓発が必要なのではないかと思いますので、それについてはいかがでしょうか。

指導室長

セーフティー教室は保護者、地域の方と一緒に考えていただくといういい機会でございますので、不審者対応から、こちらのほうの対応に、学校としてはテーマとして移ってきてございます。その中に、専門家のお手伝いをいただいているいろいろなことが取り組まれてきているということは感じております。こういうことでございますし、教育委員の方々からも、この携帯のことについては折に触れてお話がありますので、また校長会等で来年度のことについてはお話をしていこうかなというふうに思っております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、次に、「『親子への読書のすすめ』事業実施報告について」、報告をお願いします。

教育委員会事務局次長

この事業は、3年前から川島商店街におきまして実施をしているものでございます。今年度も川島商店街では2月5日から8日までの4日間実施をいたしまして、来場者144人、新たな登録者10人、貸出冊数88冊ということでございました。今年度はそれに加えて、都立家政の商店街から、それから、都立家政の商店街の中にございます洋書・絵本の専門店のほうからも一緒にご提案がありまして、都立家政商店街においても実施をしたということでございます。実施は、昨年の11月27日から30日までの4日間ということで実施をいたしました。来場者137人、登録者15人、貸出冊数77冊という結果でございました。

事業内容は、そこに書いてあるとおりでございますけれども、共通に実施した内容としては、絵本の紹介・展示・ブックリストの配布、それから利用者登録と展示図書の貸し出し、こういったことを共通で行いました。

川島商店街のほうでは、中央図書館で展示いたしました「中野交通ノスタルジィ」の特設展示をそちらに持って行って行ったこととすとか、絵本の読み聞かせ、図書館ホームページの体験等を実施いたしました。都立家政商店街では、ボランティアの皆さんによる絵本の読み聞かせというようなものを行ったところでございます。

ご報告としては以上です。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

飛鳥馬委員

3年前、川島商店街へちょっと見に行かせてもらったのですが。最初の年だったと思いますけれども、よくやってくださったなというふうに思っています。この参加来場者は人数的にはふえているかどうか、何かありますか。

教育委員会事務局次長

3年前、平成18年の第1回目のときは、89名ということでございます。それで、昨年度は149人、ことしは144人ですので、ほぼ横ばいという形でございます。

それから、実施日数がことしは4日間ということでございました。昨年度も4日間だったのですけれども、平成18年度にやったときには6日間行ったのです。初めてだったということもあろうかと思いますが、私も飛鳥馬委員と一緒に伺った記憶がございますけれども、ちょっと寂しい感じがございました。今年度は少し多かったのかなという感じがございます。

飛鳥馬委員

内容的には少し変わってきておりますか。ただ本を置いてあるだけではなくて、読み聞かせを。読み聞かせは時間によってあったと思うのですけれども、紙芝居が入ったとか、そういう内容的なものはございますか。

教育委員会事務局次長

川島では、そこに書いてございますけれども、今年度は、読み聞かせとホームページの体験、それから特設展示も行ったというようにございまして。18年度のときには、貸し出しとか登録ということはやっておりませんでしたので、昨年度から登録と貸し出しについては始めたということでございます。

飛鳥馬委員

まちを挙げて、子どもたちも大人も本を読もうという雰囲気になっていくといいなと思うのですね。だから、貸すだけではなくて、いろいろな取り組みをしてくださるとありがたいなということが1点。

それから、ボランティアで地域の方がやってくださっているので、こちらで注文はなかなか難しいと思うのですけれども、例えば、子どもが大きくなったからと余っている絵本とかを捨ててしまうような家庭もたくさんあると思うのです。それをリサイクルというか古本市みたいなものをこの商店街で、1カ所ではなくて2カ所か3カ所、あいている店舗を借りたりして置けるようになって、そこをもうちょっと長い期間やれるといいなと思うのです。

というのは、ちょっと違うのですけれども、ことしは稲取につるしびなを見に行ったのです。軒並み全部つるしびなをやっているわけです。おひなさまの家でなくても、お寿司屋さんでもそば屋さんでも何でも、だーっと飾ってあるわけです。まちを挙げて。ところどころに、実際につくる講習を受けたりとか、つるしびな専門に売っているところとか。

だから、本でそういうことができれば楽しいなというふうに思っただけです。

教育委員会事務局次長

1点目の読書の振興と申しますか、そういった部分については、まさにこの事業が「親子への読書のすすめ」という事業でございますので、それは図書館だけでやっているのではなくて、まちの中に出ていって、直接本に触れていただいて読書の楽しさというのを味わっていただきたいということでまずは進めているところでございます。

それから、その古本市みたいなものができればとかというところについては、そういったご提案があったということをお伝えしていきたいというふうに思っております。

山田委員

今の件で。

実は、図書館のほうから医療機関に絵本の貸し出しをいただいているのです。そんなことをやり始めてもう3年以上たったかなと思うのですが、実はこの間、先生がおっしゃるように、「うちの子どもが大きくなったので、この絵本を使っただけませんか」ということを患者さんからいただいて、だんだん本がふえてきて、うれしい悲鳴で。私のところではなくて、ほかの診療所などでも、そういったことで本のリサイクルというのですか、少しできているということで。地域を挙げてということでは、一つ、図書館のほうでそういったことを始めていただいた結果であるのかなというふうに思って、ありがたく思っております。

それから、絵本の力ってすごいんですね。前もお話ししたように、医師会で毎月第4木曜日に子育て応援団という事業をやって、必ず絵本の読み聞かせをするのですが、1歳前ぐらいのお子さんたちが多いのですが、絵本が始まると泣きやむんですね。あれはすごいですよ。お母さんたちもその技をご自宅に持って帰って、絵本を読まれるのだそうです。そういったことで、絵本との触れ合いというのはこれから大切なことなのではないかなと思って、こういった地域でいろいろなところでいろいろな人たちがかかわっていただいてということで、読書の手始めとしての絵本というのはすばらしいなと思っています。

高木委員長

ほかにご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

<議決案件>

高木委員長

それでは、次に、議決案件の審査を行います。

ここで、委員会運営についてお諮りいたします。

これから審議を行います第9号議案及び第10号議案は、いずれも人事に関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書き」の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、委員会を非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

以上で、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。

午前 11 時 05 分閉会